

検査場所	検査の回数	検査を行う者	検査項目
販売事業所の容器置場	毎月1回以上	防火責任者又は業務主任者	別表1の項目
供給設備	液化石油ガス規則第23条第6号に定める回数	業務主任者又は従業員	別表2, 3の項目

6 自衛消防活動並びに応急措置活動対策

(1) 販売事業所における災害時の活動

販売事業所（容器置場を含む。）において火災又は液化石油ガスの漏えい等の事故が発生した場合には、防火責任者又は業務主任者は、従業員を指揮し、次に定める活動を行うものとする。

ア 消防機関への通報

イ 初期消火活動又は漏えい防止措置

ウ 近隣者の避難誘導

エ 消防隊の誘導並びに消防隊への状況報告

(2) 供給設備における災害時の活動

供給設備において容器の交換等の作業を行っている際に火災又は液化石油ガスの漏えい等の事故が発生した場合には、作業者は(1)アからエまでに定める活動を行うものとする。

(3) 消費者から措置要請があったときの活動

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第36条第4項に定める消費者からの措置要請があった場合には、次に定める活動を行うものとする。

ア 販売事業者は、直ちに業務主任者その他の従業員を現場に出動させるものとする。

イ 業務主任者及びその他の従業員は、現場に到着した後液化石油ガスの漏れを現認した場合で、ガス爆発のおそれがあるとき、その他必要と認めるときは、(1)アからエまでに定める活動を行うものとする。

ウ 販売事業者は、措置を講じることが遅延することが予想されるとき、その他措置義務を何らかの理由で果たせないときは、「京都府LPガス地域防災協議会緊急出動体制組織要綱」に定める防災事業所に出動を要請するものとする。

7 防火教育の実施

防火責任者は、業務主任者が液化石油ガス規則第23条第7号に定めるところにより行う保安教育計画の立案、実施に際しては、本防火管理計画の周知並びに一般的な火災予防に関する事項を盛り込ませるものとする。

別表1

販売施設自主点検表

点 検 項 目		点 検 内 容					
容 器 置 場	警 戒 標	取付状況, 記載事項の適否及び 損傷, 汚損の有無					
	第 1 種 保 安 物 件 第 2 種 保 安 物 件	保安物件新設の有無					
		障壁等の損傷の有無					
	屋 根	損傷の有無					
	換 気 口	損傷の有無					
	消 火 器	位置, 設置数, 外観機能の適否					
	計量器等以外の物品	放置の有無					
	火 気 等	2 m以内に火気又は引火性若 しくは発火性物品の放置の有 無					
容 器	容 器 の 温 度	40度以下の適否					
	転 倒 転 落 防 止	措置の適否					
	バルブの損傷防止	措置の適否					
	充 て ん 容 器 残 ガ ス 容 器	区分して置くことの適否					
そ の 他	ガス臭気の有無						

別表2

供給設備自主点検表

点検項目		点検内容					
容	火気からの距離等	2 m以内に火気の有無					
		2 m以内にある火気をさえぎる措置の損傷等の有無					
	設置場所	屋外設備の適否					
	腐食防止	措置の適否					
器	容器の温度	40度以下の適否					
	転倒転落防止	措置の適否					
	バルブの損傷防止	措置の適否					
調整器		腐食、割れ等の欠陥の有無					
バルブ・集合装置 供給管		腐食、割れ等の欠陥の有無					
		腐食防止措置適否					
その他		ガス臭気の有無					

別表3

特定供給設備自主点検表

点検項目		点検内容					
貯 蔵 設 備	第1種保安物件 第2種保安物件	保安物件新設の有無					
		障壁等の損傷の有無					
	火気からの距離等	8m以内に火気取扱設備等の 新設等の有無					
		8m以内にある火気取扱設備 等への流動防止設備の損傷の 有無					
	換気口	損傷の有無					
	警戒標	取付状況, 記載事項の適否及び 損傷, 汚損の有無					
	消火器	位置, 設置数, 外観機能の適否					
	屋根, しゃへい板	損傷の有無					
	容 器	転倒転落防止措置の適否					
		バルブの損傷防止措置の適否					
腐食防止措置の適否							
気化装置・調整器	腐食, 割れ等の欠陥の有無						
バルブ・集合装置 供給管	腐食, 割れ等の欠陥の有無						
	腐食防止措置の適否						
その他	ガス臭気の有無						